

議 事 日 程 (第2号)

令和5年3月2日(木) 午前10時開議

日程第1	議案第4号	湖西市個人番号カードの利用に関する条例制定について
日程第2	議案第5号	湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定について
日程第3	議案第6号	湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第4	議案第7号	湖西市副市長定数条例の一部を改正する条例制定について
日程第5	議案第8号	湖西市部設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第6	議案第9号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第7	議案第10号	湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第8	議案第11号	湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
日程第9	議案第12号	湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第13号	湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第14号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第12	議案第15号	湖西市のびのび預かり事業条例の一部を改正する条例制定について
日程第13	議案第16号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第14	議案第17号	湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第15	議案第18号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
日程第16	議案第19号	市道の路線の廃止について
日程第17	議案第20号	市道の路線の変更について
日程第18	議案第21号	令和4年度湖西市一般会計補正予算(第10号)
日程第19	議案第22号	令和4年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第20	議案第23号	令和4年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第21	議案第24号	令和4年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
日程第22	議案第26号	令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
日程第23	議案第27号	令和5年度湖西市介護保険事業特別会計予算
日程第24	議案第28号	令和5年度湖西市後期高齢者医療特別会計予算
日程第25	議案第29号	令和5年度湖西市公共下水道事業会計予算
日程第26	議案第30号	令和5年度湖西市水道事業会計予算
日程第27	議案第31号	令和5年度湖西市病院事業会計予算

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

今日は、傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には、許可証を交付しておりますので、御報告申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 日程第1 議案第4号 湖西市個人番号カードの利用に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、9番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。議案番号4番ですね、4号です。湖西市個人番号カード利用に関する条例について、3点ほど通告してございますので、1つずつ丁寧に伺っていきたくて思っております。よろしくお願いいたします。

まず1点目です。3条の2項、利用手順という項目があるんですけれども、そこに申請に係る事務を処理するために必要な情報を記録するというふうに記載があるんですけれども、何を書き込むのか伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

出退勤時にマイナンバーカードを使って、出退勤管理システムに記録された職員の出退勤時間のデータを庶務事務システムに取り込むため、職員の識別番号、職員番号などの情報を予定しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） この条例を見たときに、個人番号カードの利用っていうふうに記載があったものですから、すっかりマイナンバー、個人ナンバーを読み取って電算システムに取り込むのかなというふ

うに思ってたんですけれども、そうではなくて職員の番号をわざわざ記録をしてその番号を読み取るシステムだということなんですけれども、わざわざこの個人番号カード、マイナンバーカードに書き込む必要があるのか、そこはちょっとよく理解ができないんですけれども、そこをもう少し詳しく聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

国の方がマイナンバーカードの普及をしまして、そのマイナンバーカードを活用していくという意味で、市におきましても職員の出退勤管理にマイナンバーカードを利用していくというものでございまして、マイナンバーカードのマイナンバーを使えないっていうのは法律によりまして利用範囲が限定されておりますので、マイナンバーカードに職員番号を登録して管理していくというものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ごめんなさい、よく今回の条例の目的がよく分からないんですけれども、今部長が答弁されたのは、マイナンバーカードの利用促進ということでよろしかったでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） マイナンバーカードの利用っていうのは、個人番号を活用して保険証ですとか、これからまた社会保障とかいろいろある、口座へのひもつきとかっていうふうに私は理解をしていたんですけれども、このマイナンバーカードの利用というのは、個人番号の利用ではなくほかの利用も促進をされてるっていうことなんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

マイナンバーカードのマイナンバーを利用できるものは法律で利用範囲が決められてるものですから、それに沿ったものでないと利用できないと。ただ、マイナンバーカードというのが今普及して、ある程度の人が持つてるわけなんですけど、せっかくあるマ

マイナンバーカードを利用して、職員の出退勤管理をしていこうという趣旨で、当市のほうでもDX推進計画がありますので、その中に行政運営のDX推進ということも踏まえましてマイナンバーカードを積極的に活用して、職員の出退勤管理をシステム化してというところで導入のほうをしていこうというものでございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 目的は職員の出退勤管理でよろしいですか、どうですか。この条例の目的です。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

条例の目的は、マイナンバーカードを職員の出退勤管理に使用しますよということを条例で規定するというのがこの条例の目的でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） マイナンバーカードを出退勤管理に使うというのは、これ手段だというふうに思うんですけど違いますかね、どうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

楠議員がそのようにお考えならそういうことだと思うんですけども、一応条例としては法律でマイナンバーカードをこういったものに使うよっていうのを規定しなさいってなってるものですから、この条例はマイナンバーカードを職員の出退勤管理という事務に使うよっていうことを、今回の条例で上程させていただいてるというものでございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君、どうですか。

○9番（楠 浩幸） すいません、ちょっと私の理解が乏しいのかよく分からないですけども、条例の目的が、手段と目的が何かすり替わってるような気はするんですけども、ちょっと質問の角度をちょっと変えて伺うんですけども、この職員のIDを書き込む媒体が今、よくアパレル関係のお店へ行ったりすると、値札の中にICチップが仕込まれていて、買物籠の中に買物をぽっとレジでかざすだけで会計ができてしまうICタグっていうのが大分一般的になりつつあって、今日もAmazonで見たら、100枚で2,400円ぐらいで売ってたりするんですねI

Cタグが、そういったものでもよかったんじゃないかなと思うんですけども、どうなんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

市としましては、デジタルファースト宣言を令和3年2月に宣言をいたしまして、その中の3つの方針の1つに行政運営の、先ほど申し上げましたようにDX推進というものがうたってます。そのDX推進計画にのっとりまして、マイナンバーカードを活用して職員の出退勤管理ができるよう、システム導入していくというのが計画の中にうたっております。それに従って、今回こういった条例を上程させていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） DXを推進して職員の勤怠処理をタイムカードからICチップなのかICタグなのかを使って、生産性を上げていくっていうことについては本当にブラボーなんですよ。本当に賛同できるんですけども、わざわざこの条例を新しく起こして、新設条例を起こしてまでこの個人番号カードを活用するっていう意味がちょっと理解ができなかったものですから、2つ目の質問の方で個人番号カードを利用する、こういったシステムを導入するメリットについて伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 2番のほうでいいですね。

○9番（楠 浩幸） 2番のほうでいいです。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

現在職員の出退勤時間をタイムカードで管理しているため、各所属長が所属職員の出退勤や時間外勤務実績の確認をタイムカードと庶務事務システムの情報を照らし合わせて行っています。出退勤管理システムの導入によりまして、照らし合わせた作業やタイムカード機の管理等が不要となりまして、事務の効率化が図られるものと期待しております。

また、職員の時間外勤務実績の状況や、時間外勤務時間と帰庁時間との乖離などの把握も容易となることから、所属長が職員に対し働き方への指導のほか、業務の進捗状況などの確認もしやすくなること

がメリットと捉えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） その部分についてはよく分かりました。ただ、繰り返しになるんですけども、この個人番号カードを使うことによって、市民のベネフィットというのは何が得られるんだろうということなんです。これが、事務の効率によって職員さんが市民に接する時間が増えるっていうのは、本当にありがたい話だというふうに思うんですけども、であるならば先ほど申し上げたICチップをこの皆さんの名札の裏にペタッと貼りつけて、管理をするだけでもよかったんじゃないのかなっていうふうに思うわけなんですけどもいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） 繰り返しになりますが、DX推進計画の中でマイナンバーカードを利用していくという計画をDX推進本部会議のほうで承認をいただいて、そこで進めていきますよという計画が決まったわけありますので、そういったのに従って人事としてはそういったマイナンバーカードを活用して、出退勤管理をしていくということをやっていくということでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） この条例を策定するに当たって、何十時間もかかっているかと思うんですよ。こうやって時間を割いていただいて、私たちもこの席について、もちろん幹部の職員さんもそうなんですけども、そういった時間をコストに考えたときにその条例を今回制定する以上に、市民に対してのベネフィットっていうのはどういうものがあるのか、いや、DX推進計画は分かりますよ、そういつて書いてある、そのためには市民のサービスが向上するっていうふうに理解をするわけですよ。その部分をお伺いしてるんですけど、市民に対するベネフィットって何かあるんですかっていうことを伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） お答えいたします。

先ほどからの出ておりますように、市民のためのDX、それから内部事務のDX、それからデジタルデバインド対策といった大きな3つの柱でデジタル宣言をして進めているところです。

で、先ほど議員言われたように、ICチップっていうのは方法の一つではあると思います。ただ、それはやっぱり購入をして維持管理をしていかなければいけないというコストはかかってこようかなと思います。

マイナンバーカードについては、国の方でもマイナンバーという番号、それを使うっていうそのものもありますけど、そのほかにも活用方法っていうことは言われてます。今28日、2月28日まで行かない市役所キャンペーンということでやらせていただいておりますけれども、ああいった形でこれから行かない市役所になるために、市民のためにマイナンバーカードを使っていくとか、これからの、今まではマイナンバーカードの普及を目的でやっておりましたが、これからは活用、マイナンバーカードをいかに市民のために、行政の効率化のために使っていくかということを考えなければいけないと思います。なので、今後は例えばですけど図書館のカードに変わってくるだとか、そんなことも今後は考えていくということで、その一つとしてまず職員の出退勤管理から始めるということになるのかなと思います。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今、企画部長のお話伺っていると、あくまでもマイナンバーカードは記録の媒体として個人のIDではない部分の、図書館の利用だとかっていうふうに考えると、市民に対しても個人番号カードの活用の方法として、方策としてそういった使い方ができるよっていうことでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） そのとおりでございます。今、昨日2月28日までやっていたのは入り口部分でございまして、これからの、今でもそうですが住民票ですとかそういったものをマイナンバーカードで請求して、決済までできるところまでやっております。

すので、それをどんどん広げていきたいと思ってます。

また、いろんな施設の申込みとかそんなものでもきるといいかなということで、一歩ずつですが少しずつ進めていくということで考えてます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ごめんなさい、私の質問が悪かったのかも分からないですけども、それはあくまでも個人番号ではなくって、ICチップにほかのIDを書き込んでそういった活用するという考え方でいいんですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） ICチップに書き込むのではなくて、そこに個人情報、4情報が入ってたりするので、本人確認をするために使うということです。今回、行かない市役所でやったクロスIDというアプリがあるんですが、それで本人確認ができるということになってますので、どこの誰だということが分かると、そこではマイナンバー自体は使わないということになってます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今、企画部長がおっしゃられると、わざわざそのIDを書き込まなくても本人確認ができれば、そのカードが、マイナンバーカードが使えるってことをおっしゃられたんですけども、それが今回の出退勤システムに使えなくてわざわざIDを書き込む必要があるってのがどうも理解ができないんですけども。

マイナンバーカードを毎日携帯をして出退勤にタッチをするのかどうか、ゲートにするのか分からないですけども、そうしたときのあの紛失とか破損とかってというようなリスクはお考えにならなかったのかな、そういう議論が庁内ではなかったのかな、これからそのマイナンバーカードの普及についても同じことが言えると思うんですけどもどうですか、そういう議論があったかないかを。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） お答えします。

庁内で議論というよりは国のほうの考え方もそうなんですが、クレジットカードとかキャッシュカードとか、そういうものと同じ感覚だというふうに考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 戻しますけれども、今回この条例策定において、制定において、上程において庁内でそういったICチップ代替えのものを活用するだとかそういう議論があったのかないのか、なかったのか、比較検討があったのかどうなのかってところはどうなんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） お答えします。

議論というよりは毎年、先ほど出ております推進計画、DXの推進計画を立てるときに春頃にヒアリングをしております。その中で、こういったやり方がいいかというのは議論をして、意見交換、議論をしているところです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今の答弁ですともうありきで進んでるようには聞こえてしまったんですけども、どうも理解が苦しいんですけども、時間もありますので3つ目の質問に。

○議長（馬場 衛） 3つ目ですね、どうぞ。

○9番（楠 浩幸） 先ほど2条のところでも市職員の出勤及び退勤の管理に関する事務の概要を、若干総務部長の方からお話をいただいたんですけども、そういった時間外勤務だとかそういったところが把握できるよってということなんですけれども、実際にその出退勤のシステムのスキーム、どのようにシステムの中で回されて運用されているのか、簡単でいいんで、難しいことは分らないんで簡単に教えていただければいいと思います。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） すいません、もう一度質問をお願いします。

○9番（楠 浩幸） システムのスキームを教えてください。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

庶務事務システムにつきましては、今現在タイムカードで、出退勤を打刻してもらってそれを実際の時間外申請のほうを庶務事務システムのほうに入力しまして、実際タイムカードとシステムのほうと見比べて比較していると、目で比較していると、それがすごい時間がかかっているという形でやっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） それは、今の課題は分るんですけども、そのシステムができたことによってタイムカードと照合する時間が節約されるよっていうことは分るんですけども、そのシステム全体として社会保障ですとか給与のロジックがあるじゃないですか、そういったところにちゃんとリンクをしているのかどうなのかっていうのを聞いたかったんです。自動で全部できちゃうよっていうのか、そこを聞いたかったんですよ。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

システム化することにより、自動で庶務事務システムのほうに入りまして、出退勤の時間が、時間外の管理、給与計算ができるという形になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ということは、今庁内の職員さんの労務システムとリンクをしながら、チェックを管理者さんはやらなくて済むようになるっていうことでいいんですね。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

全くなくなるわけじゃなくて、あくまで出退勤した時間と時間外の申請、庶務事務システム上の申請との比較は必要になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） その生産性については期待をするところですけども、どうしてもこの個人番号カードを利用しなくてはならないってところが

やっぱり腹に落ちなかったものですから、また検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに、議案に対して質疑のある方はございませんか。

神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝です。ただいまの質疑応答についてお聞きしていたわけですけども、いまいよく理解できなかったんでお伺いしたいと思います。

答弁の中で、マイナンバーカードに職員番号を登録するっていうことが総務部長のほうから答弁がございました。まず物すごく簡単なことをお伺いしますけども、職員番号ってというのはまず職員の皆さんにあてがわれていると思いますけども、この条例が制定された暁には、こういった例えばクレジットカードぐらいの大きさにまず名札を変えて、それに職員番号とかマイナンバーを登録する、まずそういう理解でよろしいんですか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

マイナンバーカードを使います。マイナンバーカードのICチップの中に職員番号を書き込むという形になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、職員の方はもう市役所にいる間中、その間は必ずもうマイナンバーカードそのものをどこかに着用しているっていうことになるわけですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

先ほど企画部長が申しましたように、キャッシュカードと一緒にどっか、なくさないように保管していただくという形になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） まず、登庁したときに使いますよね、では簡単に言いますとマイナンバーカードを朝出勤時にその機械に通して出勤しましたよ、途中でまた何かの用事でちょっと休憩時間とかいただきたいというとき、退出するときに、そのときにはまたそのマイナンバーカードを使用する、戻ってきたときにもまた使用する、退庁をするときにも使う、そういう考え方でいいですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

まず出勤時にマイナンバーカードを使いまして、退庁時にマイナンバーカードを使うのがまず1点。出張等で庁舎から出る場合は、そこで1回マイナンバーカードをかざしていただくと、また戻ってきて入庁する場合はかざしていただくという形に、マイナンバーカードを利用してもらうという形になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、ちょっと出るときにも必ずマイナンバーカードは持って市役所から出ないといけないということになりますね。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） すみません、説明が悪くて申し訳ないです。基本的に休憩時間等で退出する場合は、お昼とか出る場合はかざす必要、マイナンバーカードを使う必要はございません。あくまでも通常業務内の時間内でどっかへ出張する場合で出てく場合、だから勤務時間内の途中に静岡等へ出張する場合は庁舎から出るわけですから、そこで1回、退出の記録をしてもらうと。出張から帰ってきて戻ってきたら、入庁のまたマイナンバーカードをかざしてチェックしてもらうという形で、通常のお昼休みとかそういうところに出ていくときはマイナンバーカードをかざしていただく必要はないということでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。じゃあ、ちょ

っと現場を見にいくとかそういうときはいかがですか、職員が現場を見にいく。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

現場を見にいく場合はマイナンバーカードをかざしていただく必要はございません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 語尾が聞き取れなかったんですけど、職員が自分の所管している現場を確認しに行くときにはそれをかざす必要はないっていうそういうことでよろしいんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長、答弁ちょっとまとめておいて。

○総務部長（田内紀善） 失礼しました、お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、いずれにしましても自分たちはマイナンバーカードをつくってなくしちゃいけないのですごく大事にしまって、なくしちゃいけないんですけどそれを職員の方はもう常時、携帯っていうか持っていないとどうにもならないというそういう状況になるわけですよね。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） それに関しまして、先ほどの楠議員のほうからもありましたけども、職員のほうからは何ら御意見とかそういったものはなかったということでよろしいんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そこまでは分かりました。

要するに、今回、新設条例ですけども市もDX推進に取り組んでいく、計画もあるけども条例を定めないことにはこのマイナンバーの番号を利用するこ

とができないので、今回新設条例として制定したい。とにかく使うに当たっては、計画だけでは何ら使っていくことができないので、条例で定めてDX推進に取り組む、そういう簡単明瞭な解釈っていいですかそういうことでもいいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。本当に大事なマイナンバーカードを、しまっておいても仕方ないかもしれませんけども、毎日、市役所に来るときに持っていないきゃいけない、また置いて帰るのかどうか分かりませんが、より慎重に個人個人も取扱いに気をつけていただきたいなと思ひまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、神谷里枝さんの質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。  
楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） すいませんね、理解が乏しくて。先ほど来の総務部長、企画部長の答弁を伺う中で、どうしても本当にこの条例が必要な条例なのかってところを考えて、もしかすると市販のICチップを使うとすれば今回の条例は必要なかったということなんです。であるならば、この条例策定に向けた職員の時間と我々の時間を、本来は市民に向けて、市民と向き合うとか市民のベネフィットに向けて使うべき時間だったんじゃないのかなという

ふうに思うわけなんです。なんかもうマイナンバーカード、個人番号カードを使うことありきで今回の条例が策定されようということに対して、私はまだ時期尚早じゃないのか。

先ほど企画部長がおっしゃられていた図書館で使えるだとか、いろんな公共施設で使えるだとかっていうふうな本人確認のための本来の個人番号カードの使い方ができるようになってからでよかったんじゃないのかな。それまでは1枚10円か20円くらいのICチップがもう市販でどんどん出てるんですよ、そういったものを活用していただいて生産性を上げていただくほうが市民のための条例になったんじゃないのかなというふうに思うわけなので、今回の条例制定について反対の異を唱えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまは楠 浩幸君の反対の討論でございました。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第4号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数でございます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第2 議案第5号 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第5号湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定について、質疑通告書に従ひまして質疑を行います。

まず最初に、平成14年に法整備されておりますが、



今回制定する理由をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

職住近接を推進し、持続可能で活気あるまちづくりを目指すため、様々な行政課題に対し的確に対応できるよう、昨年10月に湖西市人事基本方針を改定いたしました。

その方針の中に、外部人材の登用、専門人材の採用の取組を盛り込んでおまして、今回、民間専門人材を活用できる仕組みを整備するため条例を制定しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 平成14年に法整備されてたわけですけども、近年、特に市長を筆頭に職住近接に力を入れている。そういった中で、人材確保に向けて条例を制定していかないと、これも進めることができないということで、随分前ですけども今回、基本方針が変わったことによって制定するというので、まずこの点は承知いたしました。

2 点目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 高度な専門的知識・経験を有する者とは、どのような職種が該当するのかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

一般的に取得が困難とされている国家資格や市職員の業務経験では実践しづらい、また実践するにはかなりの時間や経験・研修などを要する職種が該当すると想定しております。他市の事例では、弁護士や医師などの職種のほか危機管理関係分野やデジタル人材分野の専門官などを登用しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。弁護士とか医師っていうのは、湖西市の弁護士さんも顧問弁護士さんがいらっしゃるし、医者の方もいらっ

しゃるし、デジタル専門も湖西は近年よくそれこそ政策参与とかコンサルタントとか、アドバイザーとかがいろいろお願いはしているんですけども、それとは別に新たにこの制度を設けていきたいっていうのでよろしいんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） 近年の多種多様な行政課題に対応するために、そういった専門の方を採用していきたいと思い、条例のほうを制定しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 弁護士とかお医者さんは別にして、参与とかアドバイザーではなく市の職員として採用していきたい方向性だということで、理解いたしました。

3 番目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定めるとありますけども、内容をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

特定任期付職員の給料の号給は、その専門的な知識経験または識見と従事する業務の困難度や重要度に応じて決定いたします。号給は1号給から7号給までとしまして、その標準的な考え方は1号給は高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合で、2号給は高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して、困難な業務に従事する場合などと定めることとしております。

なお、この標準的な考え方につきましては、国の人事院の規則の基準と同様のものとしております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） なかなか理解しづらいですけども、要するに例えば国の人事院勧告に応じて最高7号給でしたか、あれが市長と同額ぐらいの金額だったと思うんですけども、そういった方を最長で5年でしたかね、ぐらいお願いするようなことに湖西

市もなっていく可能性があるんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

最高の7号給が当市の市長の報酬と近いわけですが、この将来どういったことが起こるか分からないので必ずしもないとは言いきれないんですが、通常考えますと、そこまでの方を採用するという事はないではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 市長がいる以上は、なるべくならそんなことにならないほうがいいのかなという気もしないではありませんけれども、ではそういった方たちを採用したいっていったときには、やっぱり人事権を持っている総務とかそういったところが何か検討会議っていうか、この人をお願いしようとかやっぱり頼まざるを得ないって、そういった状況判断は最終的には市長がなさることは間違いないと思いますけれども、そこへ持っていくまでの検討というかそういったものは総務のほうでやるんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

各所管のほうからこういう人材が欲しいという要望があるわけなんですけども、そうした場合にその所管とどういった人材が欲しいかって総務のほうで検討いたしまして、じゃあこういう募集の仕方をしようとかという検討を経まして、あと市長、副市長に相談して、それで採用していこうということになれば募集をかけていくというような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。人材育成ということも含めたら必要なことかなと思いますけども、よく御検討いただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて、9番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。私のほうからも神谷議員と同じところなんですけども、2点ほど通告させていただいておりますのでこれもまた丁寧に伺っていきたくと思っております。

まず1点目なんですけれども、2条の1項で高度な専門的な知識経験、または優れた所見を有する者と、2項で専門的知識経験を有する者っていうふううたわれているわけなんですけど、先ほど先輩議員との質疑の中で、弁護士さんですとか困難な有資格者っていうふうには伺ったんですけど、この1項と2項との分かれ目っていうんですか、その評価っていうのはどのように考えたらいいか伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

先ほど神谷議員に答弁したとおり、第2条第1項と第2項に規定する専門的知識経験を有する者は、一般的に取得が困難とされている、先ほど申しましたように国家資格や市職員の業務経験では実践しづらい、また実践するにはかなりの時間や経験、研修などを要する職種が該当するというのが想定されるわけなんですけど、有資格以外の知識経験の評価につきましては、やはり他市の事例、状況の取扱いを参考に、本市としては今後決定していきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今の総務部長の答弁ですと、1項、2項に該当するそのすみ分けっていうんですか、それはまだないっていうふうには理解すればよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

なかなか、どういった職種がそういうのに当てはまるかっていう判断がなかなか難しいところではございますので、他市の事例を参考にどういった方がこういったところに該当するかっていうのは検討し

ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 現段階では評価基準はないでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

現段階では明確な評価基準はないということでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 必要になったときに、他市をキョロキョロしながら評価をするっていうことで、よく分からんですけど理解できました。そのときになってみないと分からんっていうことですね、大丈夫かなというふうに思うわけなんですけども。

はい、2つ目。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（楠 浩幸） 先ほど神谷議員の方からも、先輩議員のほうからも等級が上のほうだとどうかなっていうようなお話があったんですけども、私のほうからも7条2項で定めているところの特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて、規則で定める基準に従い定めるというふうにあるんですけども、これもまた答弁が予測できてしまうんですけども伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

先ほどお答えしたとおり、特定任期付職員の給料の号給につきましてはその専門的な知識経験等が、あと従事する業務の困難度や重要度に応じて決定しているところで、この標準的な考え方につきましては国の人事院の基準と同様のものとなっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 民間の企業におきまして、ジョブ型の採用ですとか途中で専門職の採用っていうのはもうどんどん進められているところですよ。

スコミなんかでも報じられているところなんですけども、これ等級表を見てもう5号給くらいでも幹部職相当の給与が支払われることになるかと思うんですけども、そうしたときに今プロパーで頑張っておられている職員さんたちのモチベーションに影響はしないのかなっていうふうなことをちょっと心配をするわけなんですけども、どうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

特定任期付の職員を採用する際は、先ほども申しましたとおり、職員ではなかなか持ってない知識経験を活用して業務のほうに当たっていただくというところで、特に専門的な知識を要する業務に当たっていただくことになると思いますので、その辺のモチベーション的なものは大丈夫かと存じます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ということは、部下を持ったりですとか、そういった部下をマネジメントするような職種には当たらないっていう理解でよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

部下を持たないということではございません、場合によっては部下を持ってある業務に取り組んでいただく場合もございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） マネジメントの職員にも当たられる可能性はあるよということなんですけども、今回、条例策定をされるときにそういった職員のモチベーションとか、そういったリスクマネジメントにはどんな議論がされたのかなというふうに思うわけなんですけども、そういった議論はどうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） 職員のモチベーションという点で言えば、常にそういった特殊、特別な業務とかのは、どんな業務でもやりがいを持ってやるよ

うにというふうに職員のほうにも研修等で言ってますので、特にこの条例が制定されてそういった方が採用された場合にあっては、職員のほうは与えられた業務をしっかりとしたモチベーションでやってくというのが職員としての役割だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 実際にどんな方が来られるかは分からないですけども、そのときには総務として人事をつかさどるセクションとして、職員にちょっと目を配っていただきたいなというふうに思っております。

以上で質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて、5番 福永桂子さんの発言を許します。

〔5番 福永桂子登壇〕

○議長（馬場 衛） 5番 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 5番 福永桂子です。同じく議案番号5を御質問いたします。

同僚議員の御質問で大体分かりましたので、この条例は専門的知識や経験を持つ民間の人材を採用したいと、そして今は環境整備としてこの条例を制定しておきたいということだと思うんですけども、その理解でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

議員おっしゃるとおりでございまして、今後どういった行政課題が生じてくるか分からないものですから、そういった民間からの専門的な人材を採用できるように条例を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） ありがとうございます。そうすると、ちょっと3番の質問が少し短くなるんですけども、想定する人材が来てくれる確証があるのかをお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

人材の登用、採用はまさに御縁だと思っておりますので確証があるものではございません。ただし、今後、民間人材を登用する場面がありましたら、行政課題の解決や魅力の向上のため確実に登用できるよう、人事部門としては努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） それでは直近で、今必要な役職というのは考えておられないということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

今のところ採用する予定はございません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 分かりました。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○5番（福永桂子） 終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、5番 福永桂子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第5号について採決いたします。本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とさせていただきます。再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第3 議案第6号 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第6号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第4 議案第7号 湖西市副市長定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、5番 福永桂子さんの発言を許します。

〔5番 福永桂子登壇〕

○議長（馬場 衛） 5番 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 5番 福永桂子です。議案番号7を質問いたします。

どのような経験と知識を持たれた方を選任されるのかをお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

議員もこれはよく御承知のとおりだと思いますけれども、今は副市長は山家副市長に務めていただいで大変よくやっていたというふうに感謝をしています。非常に重責を担っていただいておりますので、こういったやはり副市長の仕事というのは当然市長を補佐していただくということもありますけれども、職員の皆さんの総括もしていただいておりますので、そういった中には当然この湖西市役所の中でも先頭に立って、行政全体のかじ取りを任せることも時にはあるかというふうに思っております。そういった役割を思えば、やっぱり地方自治ですとか行政の運営、こういったことに精通と申しますか、しっかりと経験豊富という意味では知識や経験、また当然人望とか人柄、こういったものが重要に要素として大事になってこようかというふうに思っております。

今般、この前の提案理由説明のときにも申し上げさせていただきましたけれども、副市長の体制は2人以内ということで、お一人が市の職員の経験者、いわゆるプロパー職員の方々からということと、もう一人は今は県からですけれどもそういった県ですとか国ですとか、民間含めた外部からの人材の派遣という形での2人以内で、できる体制も制度としてつくっていくということを予定させていただいております。

今、前段で申し上げた市の職員の、いわゆるプロパー職員の経験者というのは、まさに申し上げた市の行政課題ですとか行政運営を熟知していただいているということですか、やはり職員同士の特性とか人間関係も含めてそれへの理解、こういった経験

も含めた強みを生かしていただきたいと思っております。

また、県を含めた外部の方々から登用するに当たっては、やはり市役所の発想だけではないです。様々な、さらに幅広い知識ですとか企画ですとかこういう発想ですとか、幅広い御経験を生かしていただくというような役割分担ができれば一番いいかなというふうに思っておりますので、それぞれの御知見というか御知見・御経験を踏まえて、役割分担の下でこの市政の運営を副市長として担っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） よく分かりました。

あと、人望、人柄等もちろんおっしゃいましたけれども、やはり副市長同士のコミュニケーションというのも大事なと思うんです。よく市役所が縦割り縦割りで横、横の串刺しが無いというふうなことを市民からも言われるんですけども、やはりその辺、人間性も加味して副市長同士どのようにコミュニケーションをされていくのかなという、その辺のようにお考えになってるからちょっとお聞きしたいです。

○議長（馬場 衛） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

おっしゃるとおりだと思いますので、そこはもちろんそのお人柄とか性格もそうですし、もちろん仕事は仕事としてしっかりやっていただかないといけませんので、どのような体制になったとしてもこれは副市長だけではなくって、職員間、部局間それぞれがしっかりとコミュニケーションといいますか横串での対話、コミュニケーションを取っていただくことは必要だと思っておりますので、当然2人体制になったとしても、副市長が。そこは十分な意見交換、どの部署というか、もちろん役割分担はあったとしてもコミュニケーションはしっかり取っていただきたいと、そうなるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） よろしく申し上げます。役割分担だけじゃなくて、やはり横のコミュニケーションが大事だと思います。

それと副市長というのはやっぱりそれなりの権限を持たせられて、そして政策を進めようという意思の表れだと思うんですけども、部長というのはどうしてもやっぱり縦の上に立っていらっしゃる方ですので、それを越えた実行力を期待していると。なので、こういうふうなものもつくっておきたいというそういう心意気なのかどうかだけちょっとお聞きしたいです。

○議長（馬場 衛） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

議員、御理解のとおりというからおっしゃるとおりでよろしいかと思えますし、まさに部局を超えたりですとか、部長はやっぱり部のトップとしてマネジメントしていただきますけれども、副市長というのはやはりその部局間も含めた内部調整も必要になるかと思えますので、そういった形でぜひお力を発揮していただきたいと思っておりますし、何よりもやっぱり、もちろんこれは副市長が1人であろうと2人であろうと、市の職員さんから登用もあるんだということをしっかりと、さっきモチベーションの話が別の議案でもありましたけれども、そこも含めてお力を発揮いただく場、市の職員の方々にお力を発揮いただく場を広げられたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 私は、この条例に基本的には本当に賛成です。この時代の流れで必要なものだと思います。

ただやはりちょっと気になるのは、すみません。2番の質問に行きますけれども。

○議長（馬場 衛） 2番目ですね、どうぞ。

○5番（福永桂子） 副市長2人体制を臨時措置ですね、時限条例にしない理由をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

さっきの前の御質問でも少しお答えさせていただ

きましたけれども、今回は条例で今1人になっているところを2人以内ということにさせていただきますので、必ず2人ずつと置きますよということでもないかなど。まさに議員もおっしゃったとおり、これやっぱり誰でもいいというわけではもちろんありませんので、その中で適材適所といいますか任命をさせていただきたいと思っておりますので、時限とかそういう話ではなくて2人以内で、当然2人置きますよ、仮に適任者がお一人だった場合には、副市長1人という体制もあり得るとのことなので、あのさっきの別の任期付の職員の条例もありましたけれども、まずは制度が、条例がこういうことになっていると、その可能性が今は条例を変えないとできないということですので、まずはその可能性を2人以内という形で取らせていただきたいということで今回提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 気になっていたのは、今の影山市長は必要であると思われても、それが惰性になって次の市長に移ったときに、2人体制が当たり前だからと思われてもよくないのかなと思って。なので、今の市長の時代でこれが必要ですよというそういうものでも私はよいのかなと、そう思ったんです。これを出されてくる以上、すごくやはり気合いが入ってると思うので、本当にこの制度を有効的に使って市民のために働いていただきたいというそういう思いですけども、お答えはよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

何を答えたらいいいのかには浮かびませんが、まさにそれは、この体制自体は制度として今条例を1人から2人以内という形で変えさせていただきたいということですので、もしお認めいただければ、2人以内の中で自分としても人選を行っていきたく思っていますし、次の市長は次の市長でしっかり、この条例というか制度の中で考えていただければいいのかなというふうに思っておりますし、やはり何よりもさっきの職員の皆さんがモチベーションを上げて働いていただくということで、その意

味でも可能性は広がるということがあろうかなと思っておりますので、ぜひ2人以内という形での、時限ではなくてやはり2人以内の中での運用でそこは乗り越えさせていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） これで終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、5番 福永桂子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに、議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第7号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第5 議案第8号 湖西市部設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、11番 吉田建二君の発言を許します。

〔11番 吉田建二登壇〕

○議長（馬場 衛） 11番 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。

こども未来部を設置するに当たり、どのような意図でどのような検討をされてきたのか、その経過の概要について伺います。

私のお尋ねしたいことは、子育て期における切れ目のない支援を提供するために部を新設したいと提案説明がありましたが、子育ての切れ目のない支援を提供するために何をどのようにされたいのか、どのようなことを実施したいのか、具体的なその意図と、そのために部を新設しようとなったのか、最初から部を設置して取り組んでいこうとこのようにスタートしたのか、どのような検討をされてきたのかその経過についてお尋ねをいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

先ほど議員が申されました、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援ということで、市内の子育ての関係の情勢に対応するために、子供関連施策にもっと重点的に取り組んでいかなければならないということを踏まえまして、新たに重点的に進めるには部を設置して施策を一層重点的に、確実に前進させることが重要かということになりまして、かつスピード感を持って進めることができると考えまして健康福祉部と総務人事部門、それから市長、副市長とも協議・検討を重ね、部を設置することといたしました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 重点的に取り組むために部を設置してということですが、こういうような事業が充実していくためにはこうやって増えてくると、それを対応していくためにはある程度、職員を増員しなければならないとか、こういう具合に仕事を配置替えしなければならない、したがってそれには部を設置していくんだというような一つのこういう検討の流れがあれば、そこら辺についてどんな具合に検討されてきたのかなっていうそんな経過をちょっとお聞きしたかったわけですが、関係職員が部長をはじめ副市長等を含めて検討されたということ

ですので、そこら辺はそれで理解をしていきたいと思えますけども、もう少し具体的にこんな具合にやってきましたよ、またそこら辺が説明できればお願いしたいということといつから取り組まれたか、いわゆる今回提案されたわけですが、もう夏頃からやったとか、あるいはある程度秋にやったとか、こういうようなことでっていうそこら辺の検討に取りかかった経緯というもの、もうちょっと分かれば大ざっぱで結構ですのでお答えいただきたいとこんなふうに思います。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

まずいつからということですが、今年度の令和4年度の4月からもうその話は取り組んでおります。

どういったことを取り組んでいっていかってというのは健康福祉部のほうといろんな協議を重ねて、どういった事業、こういった事業をやるにはどのぐらいの職員が必要かとかいう検討をしまりました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 承知しました。もう年度当初の4月から取り組んでこられたということですので、その取り組んでこられたその熱意というか、その前向きな姿勢を理解していきたいと思えます。

それでは、今回の分掌事務の中に2つほどあるわけですが、こども未来部として次世代育成に関すること、そしてもう一つは子育て支援に関することと2つの項目があるがですけども、それぞれこの内容は具体的にこんなことを主にあれですよっていうと、ちょっと分割して説明していただけたらありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（馬場 衛） 2点目の質問ですね。

○11番（吉田建二） はい、そうです。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

こども未来部の直下に、こども政策課とこども未来課の2課を設置する予定でございます。

まず、次世代育成に関することとしましてこども政策課に部内の施策の総合調整的な機能を持たせまして、次世代育成に関する施策の部内連携の先導役



としての役割を担わせませす。

次に、子育て支援に関することですが、こども政策課では児童手当などの各種給付業務や子ども医療費の助成業務などを行います。

こども未来課では、主に育ちに直結する支援を行っていきます。具体的には、まず妊娠・出産から始まる乳幼児期の発育に関する母子保健の分野での支援、それから2つ目に発達に関して心配している保護者への相談支援、3つ目としまして虐待やDVなどに関する相談業務、4つ目になります。子育て支援センターでの親子遊びや子育てサークル活動などへの支援、また子育て相談など様々な業務を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 吉田建二君。

今大きく説明していただきました。今の説明を聞かせていただく中で、政策課の方は部内の政策の充実あるいは部内連携等の云々ということで、今後、子育て支援に関わるいろんな政策については、この政策課のほうが中心となってさらに充実、そしてより機能的な業務の推進とかそういうものを担って、ここんところで推進していくんだなというように理解したいわけですが、そのように理解してよろしいでしょうか、確認させてください。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

そのとおりでございます。こども政策課において、子供施策の様々なことに関しまして企画・立案をしていただくという形になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） よく内容分かりました。部の設置の成果が発揮されることを期待したいと思います。

質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

続いて、9番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。私のほうからも議案第8号ですね、湖西市部設置条例の一部を改正する条例制定についてということで、先ほど同僚議員の質疑で大分、おおむね理解をしているところなんですけれども、改めて2点ほど通告をしておりますので、また丁寧に伺っていきたくと思っております。

まず1点目なんですけれども、こども未来部新設ということで目的のようなものは伺ったんですけれども、現行、健康福祉部のほうですごく子育て支援についても頑張っておられて、こども園も増えましたし、就学前の子供たちの福祉についても充実してきたのかなというふうに思っていたわけなんですけれども、今回、部を新設をされるに当たって現在の体制、現行の健康福祉部では事業の継続が困難だということに判断をされたのかどうなのか分からないんですけれども、その辺りの経緯についてお伺いをしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

議員おっしゃった現行の健康福祉部では、事業継続は困難だからということではなくて、先ほども申しましたように支援施策としてできることを重点的に確実に前進させるためには、新たに部を設置することがその土台づくりとなると考え設置するもので、今後この体制の下でスピード感を持って進めていきたいと考えており、部の設置に至ったことでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今の御答弁ですと、重点的にスピード感を持ってということなんですけれども、現行の福祉部体制ではそういった意思決定がなかなか早く進まないということなんですか、どうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

意思決定が進まないとそういうことではございません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） では、どういうことなんですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

先ほど申しましたように、新たに事業、子育て関係の事業を推進するためには、部を設置して体制を充実しやっていくことが一番だということで、部の設置に至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 現体制では困難ではないけれども、よりスピーディーに重点的に事業を進めていきたいという意思の表れだというふうに理解をしました。

2つ目の質問に移りたいんですけども。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（楠 浩幸） そこを踏まえて2点目の質問では、子供関連施策に一層重点的な取組を行うということなんですけれども、次世代と子育て支援というふうに、先ほど同僚議員のほうから事業の内容は何だったものですか事業の内容は分かりました。その成果というのはどのように把握をすればいいんですか、部を分けました、スピーディーにできました、重点的に、その成果っていうのは何か私たち市民に分かるような指標っていうんですか、そういったような成果を把握するものは何かあったりするんですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（鈴木祥浩） まず、一層重点的な取組を行うことで事業のほうは分かったということでございますけれども、その辺の成果につきましては内部で事務事業評価なども行って検証をしています。また、市民意識調査による市民満足度の調査などをして評価していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 事務事業評価ですとか市民満足度っていうこと、市民満足度の具体的にはどういった満足度を成果指標として捉まえようとしてるんです。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（鈴木祥浩） 今のところ、KPI的なものの指標をこの場で示すということはすみませんできませんが、先ほどからの御質問の中で各事業のこともちょっと申し上げたいと思うんですけども、今回の部の新設で実施していく事業の大枠については劇的な変化があるものではありませんが、その中でまず現行の各事業において拡大して充実させることができるものは、スピード感を持って拡大に向けて前向きに取り組んでいきたいということが1点、それから次に発達に課題のある子供と家庭への相談支援部分を強化したいということがありまして、それについて保育・教育などの現場の職員が発達相談スキルを身につけることを目的として数か月から1年間の専門事業所への研修派遣を行うことも予定しております。将来的には多数の職員がスキルを身につけられるようにしたいと、それからある程度の期間を継続して数年間にわたって人材育成も行っていきたいと考えております。

また、新所幼稚園施設リニューアルの設計を発達相談支援業務の強化に向けてしていくということでございます。この施設でございますが、地域子育て支援拠点である、現在新居にあります「のびりん」に類似した施設に、発達相談支援の機能を加えた施設を開設するための準備を進めています。

以上、今申し上げました主に3点を新体制の下で令和5年度から進めていきます。まだスタートでございますが、こども未来部が育ちの応援ステーションとして定着していくように努めたいと思います。それらを行っていった上で、市民の皆さんに満足度調査を行うなど、それから日々の例えば保健師が訪問したときに意見を伺うなど、それによっても感覚として満足度ということが分かってくることもございますので、そのようにして皆様の御意見を集めていきたいというふうに思っております。それによって評価いたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 拡大的充実っていう部分に、特にとりわけ発達については充実をさせていきたいよというところは伝わりました。

事業の領域を今お伺いしたんですけれども、こども未来部っていう大きな部を新設をするわけなんですけれども、子供っていう部分、今発達のお話もされていましたが、事業の領域として子供っていうのは何歳までのところをお考えなんですか、どうなんですか。この事業の領域を伺いたいです。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（鈴木祥浩） お答え申し上げます。

子供といいますと18歳までという定義がございますけれども、事業はお子さんが生まれる前から、妊娠期から始まって乳幼児期、それから就園前を経て就学、小中高と続いていくわけですが、その期間の中においてうちの部としてやるべき支援等がございましたら、それにも対応していかなければならないというふうになってくると思っております。

これから重層的な支援だとか、いろいろ国のほうから異次元の少子化対策だとか子育て支援だとかかっていうお話もございますので、その中にいろいろな項目、要素が入ってくると思っておりますので、その辺にも対応できるような形で今度の新しい部ができたというふうに私自身理解しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 子育てっていうのが、今まで健康福祉部で捉まえていただいた事業を私の感覚、肌感覚ですと就学前の子育て期間の支援っていうのが大きな事業の柱だったのかなというふうに思ってたんですけども、今の御答弁を聞くと成人するまでしっかりと子育てを湖西市として取り組んでいくというような考え方になるわけですか、どうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（鈴木祥浩） 実際にうちの今こども家庭課ですが、母子保健の関係の事業から始ま

りますので、主には妊娠から乳幼児期、先ほど申し上げた就学期までという流れの中でつなぎをしていくという作業がございます。ですのでケース・バイ・ケースではありますが、その方への、そのお子さんへの支援というのが必要なケース・バイ・ケースである場合がありますので、それはそのケースによって対応するという、こども未来部としてできることをして支援をしていくという意識でやっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 就学後についても子育てというふうに位置づけて、今回新設しようとしているこども政策課ですか、というふうなことを考えると、学校教育ですとか学童保育だとかそういったところにも横串が刺さっていくというイメージでよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（鈴木祥浩） お答えいたします。

当然、学齢期になりますと教育委員会とかも関わってきますが、その辺は組織の中でいわゆるおっしゃってるように横串を通してというところによって連携して、その子にとってどういう支援がいいかということを考えていくということをしていかなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 確認です。その学童とか、成人までの子育てにおいて、このこども未来部が教育委員会ですとかそういったところと連携をするに当たって、イニシアチブを取って進めていくというふうに理解をすればよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（鈴木祥浩） 基本的にはそういうことになろうかと思いますが、例えばほかの部局から御相談があれば連携をするということも当然出てきますので、子供というところの観点からいいますと、そういうことになろうかと思いますが、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） なるうかなっていう、言い切っていたらとすきっとするんですけどどうでしょう。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（鈴木祥浩） 子供政策ですので、それに関してはうちの部が、こども未来部がイニシアチブを取るということになると思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 期待をして、質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第8号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第6 議案第9号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第9号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第7 議案第10号 湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第10号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第8 議案第11号 湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第11号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第9 議案第12号 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第12号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第10 議案第13号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、9番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。議案第13号ですね、湖西市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてということなんですけれども、1点ほどお伺いしたいと思います。

大切なお子さんを預かる施設でございます。湖西市がその預かっただけの家庭的保育事業所に安全計画の提出を求めるわけなんですけれども、計画はつくってくださいよ、できましたねというはよく分かるんですけれども、その内容の確認ですとか実施状況を湖西市としてどのようにマネジメントするのか、管理をしていくのかということと、監査に行かれると思うんですけれどもそういった監査の基準というようなものはもう用意は、準備ができているのかを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。教育次長。

〔教育次長 寺本賢介登壇〕

○教育次長（寺本賢介） お答えします。

安全計画の策定につきましては、今回の改正条例の施行日が令和5年4月1日としておりますので、施行日までに計画を策定していただき、市のほうに提出してもらい、その内容を確認することを予定しております。

また、実施状況につきましては例年12月頃に実地監査を実施しておりますので、その中で書類審査及

び聞き取り調査を行う予定となっております。

最後に監査基準なんですが、これは保育所の基準に準ずるものとしたと考えておまして、保育所の監査権は県にございますので、県と連携した上で同等の基準を用いるよう、今後調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ということで、もう3月ですのでもう計画が提出をされてくるのかなっていうふうには、今月中ですね、というふうに理解しておりますけれども、その計画に基づいて実際にチェックするというんですか、監査を行うのは12月っていうふうに今御答弁をいただいたんですけども、4月から12月の間、新しく計画ができてすぐにはいかずに、12月まで時間を置く必要があるのかなっていうふうに思うんですけども、その辺はどうでしょう。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） 今申しあげました実地監査っていうのが毎年例年12月頃行われてるわけなんですけど、今回、安全計画が新たに策定するという形になっておりますが、安全計画というのは今回この条例のほうで策定しなければならないというふうになったわけなんですけど、今までも各園で安全に関するするマニュアル等はございまして、そのとおりやられてたと思います。ですので、これ今回この計画を策定する義務ができたわけなんですけど、今までとそんなに大きな違いはないんじゃないかなと考えておまして、また計画4月つくってすぐに監査に行きましても、まだ運用の実績もあまりないということですので、今のところは12月に実地監査を実施する予定でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） これまでも安全に対する計画っていうのはあるっていうこと、とりわけ今回、改めて安全計画を策定してくださいよということに対して、何か具体的にこの項目については改めてしっかりと安全に配慮をくださいよとか、そういったような改めてっていうのは何かあったりするんで

すか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） 今回、安全計画策定の上で3つ定めるように定められております。

1つ目が、保育所等の設備の安全点検の実施に関すること。2つ目が職員や子供たちに対して保育施設内での保育所はもちろんのことですが、散歩等の園外活動時、あるいは独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時などの施設外での活動、取組等においても安全確保ができるために行う指導に関すること。3つ目が安全確保に係る取組等を確実にを行うための職員への研修や訓練に関すること。この3つを安全計画の中で定めるように決められました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 設備の安全点検っていうのは既にやられているかなというふうには中を見ていくと、恐らくバスはないかなっていうふうには思ってますけれども、あとは職員の研修のところですよ、この辺りはやはり実績を確認していただくとともに、実際にそこで従事をされてる職員さんが本当に理解をして、そして行動されているかっていうところはしっかりと監査でチェックをしていただきたいなというふうに思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第13号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで、お昼になりますので暫時休憩といたします。再開を13時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（馬場 衛） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

なお、休憩中に中村博行君より参考資料の配付を求められましたのでこれを許可しております。

○議長（馬場 衛） 日程第11 議案第14号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第14号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが

って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第12 議案第15号 湖西市のびのび預かり事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第15号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第13 議案第16号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第16号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第14 議案第17号 湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、6番 菅沼 淳君の発言を許します。

〔6番 菅沼 淳登壇〕

○議長（馬場 衛） 6番 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 6番 菅沼 淳です。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第17号 湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定についてお伺いをいたします。議案書は45ページ、参考資料は58ページです。

まず1点目お伺いします。し尿くみ取り業務を委託業務から許可業務へ切り替える理由をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えします。

令和3年度末現在、市内のし尿くみ取り世帯数は1,113世帯で年々減少しております。

し尿くみ取りと浄化槽清掃の割合は、湖西市の衛生プラントの汚水処理実績より、し尿くみ取りが約5%に対しまして浄化槽の清掃が約95%となっております。現在、この約5%のし尿くみ取りを行うために、車両や予備車両及び人件費を積み上げ、市が業者に委託しているのが実情でございます。

現在、浄化槽清掃は許可制で、し尿くみ取りは委託

業務であることから、それぞれで使用する車両が併用することができないということから非効率となっております。また、これからの人口減少や下水道への接続により、ますます効率が悪くなることが予想されます。したがって、令和6年4月1日からし尿くみ取り業務を委託から許可制に移行し、浄化槽汚泥とし尿を同じ車両で収集・運搬できるよう、業務の効率化を図るものであります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 要するに、浄化槽の清掃と同様に、許可制にすることで車両の併用が可能となるということで、効率化を図れるというふうに理解しました。

その場合、今後については当然委託料も解消というか発生しなくなると思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

委託料がなくなりまして、民間事業者のほうで効率的な運営をしていただくということになります。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 分かりました。

じゃあ次の。

○議長（馬場 衛） 2番目ですね、どうぞ。

○6番（菅沼 淳） 2点目の質問です。対象の市民が負担するし尿くみ取りの処理手数料については、許可業者が徴収するとのことですが、その処理手数料は許可業者が設定するのかどうかお伺いをいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

し尿くみ取りの処理手数料は、委託から許可制に移行した段階で、基本的には浄化槽汚泥の収集・運搬と同様に許可業者が設定することとなります。しかしながら、委託にせよ、許可にせよ、最終的には市に処理責任が生じます。そういったことから上限なく設定できるものとは考えておりません。したがって、現在も許可業者とし尿の収集・運搬に係る原価計算を行い、浄化槽汚泥の清掃料金や下水道料



金と比較しながら適正な料金設定を行うよう、定期的な会合、協議を現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 許可業者が設定するということが分かりましたが、その場合、業者に対してプラントに搬入をされる処理をする手数料、これっていうのは業者に対しては発生しないんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） 許可業者が徴収しますし尿くみ取手数料における処理料金への転嫁ということとはもう転嫁させないものと、現在、現時点では考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 転嫁を考えて、そういうことは考えてないということですね。委託料に関しても、やっぱこれが解消されちゃうわけですから、その委託料分がまた手数料に転嫁されるっていうようなことになる大変負担は大きくなると思いますんで、その辺はしっかり協議、検討していただきたいと思っております。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○6番（菅沼 淳） 以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、6番 菅沼 淳君の質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。同じく、議案第17号について質疑を行います。

委託から許可制に変更のためとのことですが、業者が適正な料金設定をするように許可条件や指導内容、市民への説明についてのお考えをお伺いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えします。

先ほど菅沼議員に答弁させていただいたとおり、現在、適正な料金設定を行うように定期的に許可業者と協議を現在進めているところでございます。

また、適正な料金設定ができ次第、くみ取りを利用されている世帯には通知等でお知らせをし、市民の皆様には広報こさいをはじめウェブサイト等により周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、業者と市で何かこの料金に関して文書で何か契約書ってありますか、何かそういったものを正式に交わされていくんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

今後、合意書と同意書なりの何らかの書面でのそういった合意する手続等はする予定で、今現在は考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） やっぱりこれは市町の固有事務で、市が責任を持って本当にやっていかなければならない事業だと思いますので、そういった文書にてしっかりとお互い交わしておいていただきたいという思いはあります。それから、その点はよろしくをお願いします。

市民への説明は、今し尿くみ取りを利用される方の方に詳細をお知らせする、そういう理解でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

基本的にはやっぱり利用されている方へまずお知らせするとともに、やはり全市民にも今回許可にかわったり業者さんのお話であったり、広報こさいにそこら辺の情報提供、発信、ウェブサイトには周知していかないといけないと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） よろしくをお願いします。

ちょっと一つ気になったのが、例えばくみ取りに

来ていただいたり直接関わるのは業者さんになるわけですけども、そういった中で何か問題とか何かが発生した場合、利用者のほうは業者に言うのか市に言うのか、その辺も検討はされてるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） すいません、もう一度すみません、お願いします。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 恐らく何か、問題が起きてはいけませんが何かくみ取りをしていただいたほうに何かちょっと問題があるとか不満があるとかっていうようなときにはどういった、利用する側もどういった対応をすればいいのか、市に言うのか業者さんに言うのか、そういう辺は検討されましたか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

許可を出しているのは市でございますので、そこら辺は責任を持って市のほうでそういった情報入手して対応させていただきたいと考えております。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。では、そういったことも周知のほうは含めてやっていただきたいなと思いますので、お願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて、11番 吉田建二君の発言を許します。

〔11番 吉田建二登壇〕

○議長（馬場 衛） 11番 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。

焼却施設の再稼働に当たり、処理手数料などが改正されますけども、再稼働の時期は令和6年2月、そして条例制定が令和6年の4月からということで、2か月間のここにずれが生じてるわけですけども、このずれに対してどのように検討されたのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えします。

焼却施設再稼働に当たり、今回の処理手数料などの変更とともに、ごみ出しルールの変更も予定しております。これらの市民への周知のため、ごみカレンダーやごみガイドブック、こちらを一新する予定であります。

変更を焼却再稼働に合わせて年度の途中となりまして、ごみカレンダーなどの内容が複雑となり、混乱を招くおそれがあるということから、施行日を年度区切りである令和6年4月1日といたしました。以上です。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） ごみ出しルールなどをごみ処理カレンダーに印刷してるといようなことで、年度の途中ではちょっと変えにくいといような今答弁をいただきました。確かにそうだなと思えますけども、事業は令和5年度のカレンダーを印刷するとき、令和6年2月に再稼働を予定しているのそのときからいわゆるごみの算定基礎だとか単価だとか、容量などの変更を見込んでよということをや告・周知しておいて、そしてやっていくことも一つの手法かなと。そして令和6年度のカレンダーをつくる時に、令和6年度のカレンダーのときに新しいルールとか単価でやるわけですけども、それをごみの再稼働の令和6年の2月から前倒しでやってくよと、いわゆる制度の切替えはごみの再稼働と併せて、新しいルールに基づいてやってくんだよということ、切り替えていくのも一つの手法かなと思うわけですけども、市民の立場からしてみると2月の再稼働のときと、それから4月の新しいときとちょっとそここの違和感というか、そんな混雑が予測されなければいいかなということですけども、その点についての検討はどのようにされたか、いまい度説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

やはり市民の皆様に対して、再稼働と同時にいろんな仕組みが変わるといのはいいかとは思いますが、やはりいろんなことを鑑みてやはり年度替わりの4月1日ということにすることにに対する対応策といたしましては、やはり今この時点で条例改正を

していただいて、1年以上のこの1年近い時間をかけて様々な地域へ出向いていくなりして、その辺の御説明と御理解をいただく時間を取らせていただいて、まず周知を徹底していきたいということから4月1日からの切替えということで判断したところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） まだ実施時期までには時間があるものですから、その点十分検討される中で市民の皆さんにスムーズな受入れがしていただけるようなことを期待をして質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

三上 元君。

〔4番 三上 元登壇〕

○4番（三上 元） 通告しなくて申し訳ありません。

菅沼 淳さんから質問をするよと聞いておりました、お任せしますと言っていたんですが、聞いてぜひ追加をして聞きたいと思いましたので質問いたします。

一つは、まず許可制と言っていますが料金を含めた形での許可ということであるならば、ある意味では市が認めた料金という形になるわけでございますが、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えします。

市が事業者に対して許可を出すということでは、料金を含めてしっかり許可をするということでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） 聞くところによると、今現在、徴収しているお客様からの料金と委託業者に払う委

託料は逆鞘になっていて、市がその差額を負担しているというふうに理解しています。それが今回、何も料金について書かれない状態で移行するという形になると、市民から見ると値上げされるのではないかなという不安になります。どのくらい値上げされるのかどうかそういうことすら分からない、こんな不安な状態でこの条例を、料金が全く分からないという形になってしまうことに対して不安ですが、値上げ問題の見込みはいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

全国のこういった例っていうのはいろんな自治体でございまして、委託から許可をする際にやはり市の自治事務ということで現在市のほうで設定しております18リッター260円、こういった金額がまず基本で、値上げをいわゆる適正な料金を算出するために、今後の許可業者と一緒に料金を決めていくというところにやはり力を入れたいといけないといったことから、やはり全国では値上げをして市民の混乱を招くとかそういった事例もございますので、現在そこら辺をやはりあってはならないということから、定期的に毎回適正な料金というものを導くために3つの事業者と一緒に、今現在、料金の設定について検討、協議を進めているというのが実情でございます。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） じゃあ、その追加の質問なんですけど、今お客様からもらっている料金の総額と委託している料金の総額はかなりの違いがあるというふうに理解しています。もし、もらっている金額と今払っている金額の差額が大きいものであると、値上げの不安というのはすごく大きいわけでございます。どの程度の差額が現在は生じておるのか、とすると同じ車で2つできるからコストダウンできるはずだと、そのコストダウンができるはずだという金額での今委託しているよりも落ちるところと、今までもらっていたのとの差額で、ひょっとするとかなりな値上げがされるのかなという不安に対してはどう答えますか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

現在、決算ベースじゃないんですが予算でいきますとおおよそ1事業者4,000万円、2事業者に対して8,000万円の委託料に対して収入が2,000万円というような、予算ベースではそのくらいの数字になっているかと思いますが、先ほども申し上げましたが、実際この委託料の中には車両2台分が入っていたり、人件費が丸々働いていただく時間が入っていたりとかするということから、今後、浄化槽汚泥の運搬業務の車両と効率的に車両を使うことによって当然その費用というのは削減されるし、人も双方の業務に携わることができるというようなことから、現在、担当課のほうで業者と原価計算をしながら料金を導くというような今作業しているところですので、現在そこら辺の細かい数値的には申し上げられませんが値上げにつながるような働きかけを今しているところということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） 関連ですが、そうすると今2,000万円お客さんからもらっていて、業者に8,000万円払っているというふうに聞きました。その差を合理化によって2つの仕事を一つの車でできるからコストダウンされるといってもにわかには2対8ですから4分の1になるということは考えられない。となると、どうもこの価格交渉は相当もめる可能性がある。例えば5割値上げになってしまうというような事態になったときは、議員としては大変な反省をしなければなんない可能性もこの1年間で出てくる可能性があるわけです。その辺の不安に関しては、議員に対してどう説明してくれますか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

先ほども申し上げましたが、現在18リットル260円という価格が決して、自治体の中では安くもない、平均が220円とか30円のところ若干260円というところで設定もされておまして、これがやはり市民の皆さんにとっては基準の目安であるということから、やはり今そこら辺の業者との間で値上げをな

べくしないような話で今話し合いを進めておりますので、もう少しそこら辺の時間をいただきたいというところで、あとまだ令和6年4月1日に許可を出すという時間もございますので、定期的な話し合いの中でそこら辺は鋭意努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） その次に、起こることに対する不安について質問いたします。

今回許可制になることによって、金額が全く外された状態で何も書いてない、そしてどういう形の方針の下にこの料金を決め許可にするのかという文章すら書いてないわけです。そして我々がここで可決をしてしまいますと、議員の目から、議員の権限から全く外れてしまうという状況が生まれます。大変議員としては不安であります。その辺について、議員に不安を与えないというほどまで環境部長は自信満々で、先ほどほとんど値上げしないでよさそうだと言っていましたけど、どうもその言葉だけを信じられないという不安、これについてはいかがでしょう。そして、議員の目から全く外れてしまうことについて大変不安があります。いかがでしょう。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

今後まだ時間もございますので、定期的な話し合いの状況というのは、例えば常任委員会のほうで勉強会の中でお話させていただいたりとか、話し合いの結果をある程度どっかの段階で情報発信させていただく、それでもって許可をするというような流れに持っていきたいと考えておりますので、その都度、勉強会のほうで状況を報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） 確認ではありますが、まだ1年もあるということから、建設環境委員、新しく議員が替わる可能性があるから名前が変わるかもしれませんが、一応この問題を担当する委員会に定期的に報告することによって安心を、これからの1年間与

えてくれると、こういうふうを考えてよろしいのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） 以上で私の質問を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、4番 三上 元君の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 暫時休憩といたします。

午後1時33分 休憩

---

午後1時34分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま、本件の会議規則第37条3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございましたが、御異議ない方の賛否を取りたいと思えます。その方に賛同いただける方の挙手を求めます。付託しないことに賛成いただける方の挙手を求めます。よろしいでしょうか。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数ということで、この件につきましては付託しませんということで。

ということで、賛成多数ということでございますので異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

4番 三上 元君。

〔4番 三上 元登壇〕

○4番（三上 元） 3人の方が質問しました。私が追加で質問をしました。しかし、何も書かれない

状態で、白紙委任という状況になってしまうことから、やはりもう10日ぐらいの期間がありますので、10日以上ありますので付託してしっかり議論をしていただいて、その委員会からの報告を待って結論を出すということが妥当だと思いましたので、私は付託してほしいという希望を持ってそれに反対を、ここで議決することに反対したわけでございますが、その付託が否決されたということであれば不安でしょうがない、腹の中が収まりませんのでこの議案は反対とさせていただきます。それが一つ。

もう一つの理由は、条例から全く消えてしまうということは、議会の権限から全く離れてしまうという形になります。これはやはり、この問題に関しては市の権限でいいんだと、議会の権限からは奪っちゃうよというような効果がありますので、大変不安がさらに増してしまう、何も方針も何も書いてない条例になってしまうことに対して不安であることから、以上2つの理由から反対をいたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対の討論でございました。

ほかに討論のある方はございませんか。

中村博行君。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 16番 中村博行ですが、私も今の内容、三上議員の内容に賛同いたしますので反対いたします。

○議長（馬場 衛） ただいまは、16番 中村博行君の反対討論でございました。

ほかに討論のある方はございませんか。

18番 二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。

ただいま議案第17号 湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の討論を述べさせていただきます。

ただいま、条例改正でございますのでこのくみ取りについてはし尿処理の委託をするという条例でございます。ですから、これから委託事業者を選定し

て、それから価格もこれから決めていくということ  
でございますので、今ここでその討議はちょっと当  
てはまらないかなと思います。

よって、議案第17号には賛成をいたします。

○議長（馬場 衛） ただいまは、18番 二橋益良  
君の賛成の討論でございました。

そのほかに何か、どなたか討論される方ございま  
すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第17号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手  
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したが  
って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第15 議案第18号 静岡  
地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とい  
たします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり  
ません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、  
委員会の付託を省略することに御異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員  
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第18号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手  
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが  
って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第16 議案第19号 市道  
の路線の廃止についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり  
ません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、  
委員会の付託を省略することに御異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員  
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第19号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手  
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが  
って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第17 議案第20号 市道  
の路線の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり  
ません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて、  
委員会の付託を省略することに御異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員  
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第20号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第18 議案第21号 令和4年度湖西市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、2番 加藤治司君の発言を許します。

〔2番 加藤治司登壇〕

○議長（馬場 衛） 2番 加藤治司君。

○2番（加藤治司） それでは、3款2項3目の保育所費ですけど、登園管理システム及び送迎バスの安全装置等を導入する民間園を支援する補助金の積算根拠を伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。教育次長。

〔教育次長 寺本賢介登壇〕

○教育次長（寺本賢介） お答えします。

今回補正する補助金につきましては、厚生労働省の第2次補正予算に基づくもので、2つの事業に対しての補助となっております。

1点目が登園管理システム導入に関する支援を行うもので、業務のICT化を通しまして保育の質の向上を図り、また児童の適切な登園状況を把握するために必要なシステムの導入に係る経費として1園当たり最大100万円を補助するものでございます。民間園の実態調査に基づき6園分、合計で456万円を計上しております。

補助率につきましては国が5分の3、市が5分の1、事業者の負担が5分の1となっております。

2点目が送迎バス安全装置等の導入に関する支援を行うものであります。これは送迎用バスへの安全装置の設置が義務化され、令和5年度末までに安全装置を設置することとされております。市内では、民間の認定こども園1園が3台の送迎バスを運用しているため、1台当たりの補助上限額18万円の3台

分、計54万円の補助金を計上しております。こちらの補助率につきましては国10分の10となっております。

ただ、今回のこの事業につきましては国の事業の実施要綱がまだ案の段階でございまして、最終的に確定しておりません。したがって、今後、補助率等が変更になるおそれがあることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） ただいまの説明で、国の実施要綱がまだ案というふうに説明を受けましたが、これはいつから実施、具体的な実施をする予定ですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） これは実際にはもう、令和4年度の国の補正予算で決定してる予算なんですが、国のほうもちょっとこの実施要綱自体がまだ固まってきてないというのが現状でして、実際にはもう令和4年度から行える事業となっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 昨日とか今日も新聞載ってましたが、例えば安全装置なんかも次から次へと新しいヒューマンエラーを除くっていうか、に対するシステムができてきてます。そういう中でもう実施段階に入ってると思うんですけども、ICT化と安全装置それぞれもう業者は決定されてるんですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） 安全装置のほう、現在国のほうでは2つの種類が示され、安全装置として示されております。1つ目が降車時確認式と申しまして、エンジン停止後に車内点検を促す警報がまず流れます。さらに、車両後部の高いところにボタンを設置してあって、それを押してから車から出ると、それをしないと外へ向かって警報が発せられるというのが降車時確認式というものです。

もう一点示されているのが自動検知式と申しまして、こちらにつきましてはエンジン停止から一定時間後、センサーによる車内の検知を開始してセンサ

一が検知した場合には車外へ警報を鳴らすというものでございまして、実際どの装置を選択するのかというのは各事業者に任されておりますので、今後、現段階で今市内の民間園がどういう装置をするのかってというのはまだ決まっておりますが、今後、選択するようになっていくと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 概略分かりましたけど、実施も早いほうがいいと思いますんで、今、園のほうに任せるとい言葉がありましたけど、やっぱり一緒になって最適なシステムとか装置を導入するようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） では次。

○2番（加藤治司） 8款7項1目浜名港改修工事の事業内容と、建設負担金増額の算出根拠を伺います。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えをいたします。

浜名港修築事業は、港湾施設の老朽化対策などを主な目的としまして静岡県が実施する事業でございます。令和4年度は海釣り公園の護岸の改修工事や向島物揚場と背割導流堤の補修設計、中導流堤と新弁天の護岸の補修工事など7事業を実施していただいております。

今回増額となった要因としましては、海釣り公園の護岸補修工事をしておりまして、当初の設計計画よりも想定以上に老朽化が進んでおりまして、工事延長が40メートルほど追加になったことによるものです。それに伴いまして2,100万円の事業費が増額をいたしました。

建設負担金においては、交付金を活用した事業であることから、事業費の3分の1を負担するものとされていますので、2,100万円の3分の1である700万円の建設負担金が増額となるというものになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 今概要は分かりましたけど、

1つ確認しますが、今回700万円増額になってますけどももとの予算の額を教えてください。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） ももとの海釣り公園の工事の予算としましては、60メートル分を施工する金額、それで2,700万円の当初の予定でございました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） では浜名港の改修ですけども、毎年あって県へのいろんな支援依頼にも入ってると思うんですけども、これ例えば今の段階で来年の事業計画、県の事業計画っていうのはもう分かるんですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 恐らく現在設計、今年度設計をしております向島の物揚場とか背割導流堤、こちらのほうを設計、今年進めておりますので来年以降、工事に入っていっていただけるものと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） そうするともう来週ぐらいから予算の審議があるんですけども、この来年度の市の負担金というのも概略、予算計上してるんですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 当初予算のほうですけども県から来年の工事、こんなところでこんな工事をやりたいよというところで、負担金のほうは準備をさせてもらっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） その概略、負担金を幾らぐらいか教えていただけます。いいです。本年度予算で確認しますから。

違うところからの情報によりますと、浜名湖の護岸の補修というのが来年度ぐらいから計画されてるというのを聞いたことあるんですけど、そういうのは浜名港の工事とは関係あるのかなのか、教えてください。



○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 今回、県に負担金をお支払いしていくような事業というのは浜名港、浜名港ですので浜名湖の割合、今切口の近いところの事業になります。

現在、県のほうで計画をこれから進めていっていただくというのは浜名湖の全体の護岸の関係の改修というふうな理解をしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 概略了解しました。この質問は以上です。

○議長（馬場 衛） それじゃあ3番目の。

○2番（加藤治司） 次に、10款2項3目の小学校用トイレ等の配慮、子供さん、低学年とか身長が低いですからそういうトイレ改修工事内容で低学年や高学年との差とか、そういうどういう配慮をしているのかというのをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

まず、トイレの仕様につきましては低学年と高学年で同じ仕様となっております。これは使用する教室が低学年、高学年変更になる可能性がありますので、全て同じ仕様で統一しております。

配慮内容につきましては、まず手洗いの場なんですけど感染症対策として自動水栓を設置しております、ただ先ほど加藤議員もおっしゃられましたけど低学年の方はまだ小さいでするので便器におきましては、小学校低学年の児童から使いやすいタイプを選定しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） いろいろインターネット等で情報を集めると、学校のトイレ研究会とかそういうのもあって、やっぱり学校の施設の中でトイレに関する要望が上位に来てるっていうのもあって、なるべく子供たちも使いやすく安心なトイレがあれば、積極っていうか早めにトイレへ行っていくふうにもいろいろ情報として入っております。

そういう中で、今回、新居小学校をやっていたけど、あと残ってるとこはどこがあるんですか、それだけを最後に教えてください。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） トイレにつきましては障害者用トイレですね、これは新居小がもう最後になっておりまして、新居小完了すればこれで全ての学校で設置済みとなります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 障害者用って言いましたけど、普通の健常者用はもう終わってるってことですね。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） 健常者用の例えば洋式化率みたいなものもあるんですが、これは令和5年度新居小北校舎やって令和6年度に新居小の南校舎をやる予定となっております、それが終わると全体の56.2%ということになりまして、これは今総合計画の目標で掲げてます55%を超えてくるという形になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） これで終わりますけども、なるべくもう少し効率に率を高めるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 以上で、2番 加藤治司君の質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。同じく議案第21号、補正予算について質疑を行います。

まず最初に、2款1項7目です。土地購入費について、場所、面積、用途についてお伺いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。企画部長。

〔企画部長 小林勝美登壇〕

○企画部長（小林勝美） お答えします。

この土地につきましては、大森工業団地の事業予

定地の代替用地として、平成5年度に市から委託を受けまして、土地開発公社が先行取得をした土地でございまして、大森工業団地計画の見直しにより、長期にわたり活用されることなく現在に至っております。

公社が市から委託を受け、長期保有している土地につきましても、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく県による公社への立入検査におきまして、土地の処分、買戻しということですがこちらを計画的に行うように指導を受けているところでございます。

そのため、財政当局とも相談をいたしまして、予算の確保が可能な金額の範囲内で市が買戻しをすることとしたものでございます。

場所につきましては、知波田地区太田の満咲牧場株式会社付近でございまして、3筆、面積は6,848.20平方メートルであります。

なお、買戻し後の土地利用は未定でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 開発公社に関しましては、全国的にだんだん解散の方向にあるということは承知しております。

では、今回買戻しを行うことによって、これ以降の買戻しとかはあるんでしょうか、いかがですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） 公社が保有します代替用地でございますが、今回処分、買戻しをすることでゼロというふうになります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 承知しました。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 神谷さん、質問の途中でですけど1時間を超えましたので、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開を14時20分とさせていただきます。

午後2時03分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（馬場 衛） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、17番 神谷里枝さんの質疑を行います。

議案第21号 歳出2款1項8目からとなります。

神谷里枝さんどうぞ。

○17番（神谷里枝） 2款1項8目交通安全対策費についてのまず1点目であります。地方公共交通確保維持改善補助金が当初より減額見込みとなるその理由をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

地方公共交通確保維持改善事業費補助金は、コーちゃんバスの運行事業者に対し交付されるものでございます。

市は運行経費から運行収入と補助金を差し引いた額を負担金として支出しております。

補助金額は国の当初予算や補正予算に基づき決定されてきますが、本年度は例年よりも低い額が示されたことから、今回、負担金を増額補正させていただくものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 例年より低い額が国から示されたので、市の持ち出し分の負担金を増やすとそういうことですね。じゃあ、国においてどうして負担金が例年より低くなったんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 詳しいところは何とも分かりませんが、想定する、想像する限りでいきますと、もともと国の予算があまりついていなかったのかなというところと、これ補助金事業になりますので金額が、予算が一定であってもたくさんの市町が手を挙げればその分減ってきちゃうのかなというところで、いわゆる内示率が低かったと思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 承知しました。ありがとうございます。

同じところの2番目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 新型コロナの影響により、旅客収入減ということですが、予算比較でどのくらい減少か、また収入増に向けどのような対策をされたのかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

天浜線の本年度の収支見込みは現時点で6,400万円の赤字となりまして、5,100万円の資本決算の見込みとなっております。

県及び沿線自治体で組織します天竜浜名湖線市町会議が追加支援します支援額5,100万円のうち、湖西市の負担割合が6.5%とされておりまして、331万5,000円、こちらのほうを補助するものでございます。

そして天浜線の収入増に向けた対策、取組がございますけれども、アニメなどを活用した誘客やグッズ販売などを継続・拡大などを図っておると聞いております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 天浜線への湖西市の持ち出しが6.5%ということは、市の持ち株に相当している額という解釈でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

まず、負担割合としましては静岡県が半分、残りの半部分を沿線市町で負担することとなっております、市町の負担割合としましては路線の延長であったり駅の数やあと出資額、出資比率ですね、それとあと利用者数などに応じてパーセントが決まってくるものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。持ち株相当ということではないという解釈でいます。

もう一つ、あとアニメなどのラッピング云々という御答弁でございましたけれども、昨年でしたか、やはり楠議員も新所原駅でマルシェみたいなのをやっ

てくれればもっと盛り上がるというような質問をされたかと思うんですけども、やはり新所原駅にそういうラッピングされた電車と例えばマルシェを抱き合わせて、皆さんにもっと天浜線に関心を持ってもらうというようなことも、行政としたり少し提案していただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

天浜線、新所原の駅、こちらのほうの南口を活用して、議員おっしゃるそのラッピングですとかそういった列車がホームに止まっていながらのイベント、非常に面白いと思いますので恐らく当番制、順番で湖西市が主催するときに近々来るのかと思いますけれども、そんなときの参考にさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。期待しております。

では、次の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 先ほど同僚議員も質問しましたけれども、保育所の関係で登園管理システムが上限100万の6園分ということは承知しました。この登園管理システムっていうのは、登園しましたよっていうそれを確認するほうの分まで含まれているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） 登園管理システムにつきましてはいろんな方式があると思うんですが、例えばICチップで通ったときに登園したのが分かって、帰るときはそれがまた通って分かるっていうようなものもあるでしょうし、スマホなりなんなりタッチして登園を記録するものもあるでしょうし、民間園がどういようなシステムを入れるかっていうのは民間園に任されてますので、これを入れなさいというものはありませんので、いずれかで登園・降園が分かるようなシステムを入れるということでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 事故が起きたところもそれぞれにはあってもそれが園として共有されていなかったもので、バスに取り残されていても分からなかったってことにつながりますので、そこら辺が個々の対応ではなくって、園全体としての登園管理システムっていうのを構築していただきたいと思います。では、次の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん、続けてください。

○17番（神谷里枝） 10款2項1目と10款3項1目これ学校管理費、同じ内容ですのでできれば一括で御答弁いただければと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） じゃあ、神谷里枝議員どうぞ。

○17番（神谷里枝） では、10款2項1目学校管理費について、小中学校のことをお伺いします。

教育委員会、これ事務局分として小学校のほうで334万5,000円、そして中学のほうで事務局分202万3,000円計上されておりますけれども、この内訳をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

10款2項1目が小学校分、10款3項1目が中学校分となっておりますが、同じ補助事業ですので併せてお答えいたします。

この補助事業につきましては、国の令和4年度第2次補正予算、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業というものでございまして、感染症流行下におきまして感染症の影響を最小限に抑え、学校教育活動の継続を支援するためのものとなっております。

この事業のうち、各学校の学校管理運営費で支出する換気対策整備支援分、これと神谷議員御質問の教育総務課の施設管理運営費で支出する感染者等発生対応支援分の2つのメニューがございます。

この教育委員会事務局分というものにつきましては、各学校で支出する換気対策整備支援分と同じ額だけ配分されることとなっております、こちらにつきましては学校におきまして集団感染のリスクを

避けるため、追加的に必要となった場合に消毒液や拭き取り用のクロスなどの保健衛生用品の消耗品を購入するための経費となっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 最初にこれ見たとき、何かちょっと間違えかなっていうふうに思ったんですけども御説明を聞いて分かりました。

そうしますとこの事務局分、小中学校それぞれの分はある程度、繰り越すっていうのか保留しておくっていうかそういう取扱いと解釈してよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） 事務局分につきましては教育委員会のほうにプールしておきまして、各学校におきまして感染症が発生した際に、今までも消毒液とかかなり学校のほうに備蓄していただいておりますが、その備蓄品がなくなった際にこのお金を使って購入するという形になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、これももし使わなかったら、いずれ国に返還していくという取扱い。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 了解しました。

では、最後の質問に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 10款7項1目保健体育総務費です。光熱水費抑制について、毎回このコロナによって大きな金額が出てきますので、抑制についてどのような検討をされたのかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

電気とか重油の使用した量に関しましては、その年の天候などに影響を受けることもありまして、毎月開催しております指定管理者との打合せ会の際に当月の使用量の報告があり、市としても確認はして

いるところでございます。

抑制対策といたしましては、電気については不要な照明の消灯ですとか、電球の球切れの際、電球の在庫がなくなれば随時LEDに替えていくなどの対応をしております。

また、重油につきましては購入に当たって複数業者から見積もりを徴収してありまして、安価な業者から購入するなど、常々、光熱水費の節減を指定管理者に呼びかけております。

電気の使用した量を例にいたしますと、コロナ禍前の平成31年4月から12月までの使用料、令和4年4月から12月までの使用した量を比較しますと、1万6,927キロワットアワーの削減となっております、少しずつではありますが節減の効果は出ているものと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。電気量も削減には努めていてくださってるけども、とにかく高騰でやむを得ないということですね。これってこういったものを使用料に転嫁するっていうことは難しいんですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） 今の段階では利用された方の利用料に転嫁するという事は考えておりません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて、11番 吉田建二君の発言を許します。

〔11番 吉田建二登壇〕

○議長（馬場 衛） 11番 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。歳入の地方交付税、普通交付税が追加交付となりましたが、その算定項目とその内容について説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。

総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

国の補正予算におきまして、地方交付税予算がまず増額されまして、普通交付税の再算定が行われました。再算定では、令和3年度と同様に臨時経済対策費という基準財政需要額の臨時費目として算定項目に追加された次第でございます。

この結果、再算定後の基準財政需要額が増額されまして、8,304万5,000円が追加交付されることとなったものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 再算定の結果、臨時財政対策費として算入されたということですけども、この算入項目については当分続くと見ていいのか、あるいは全くの臨時的なもので今後は予測がつかないものか、そこら辺の見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

財政的には臨時的なもの判断しております。でするので、今後どうなるかっていう予想のほうはちょっとつかないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 景気が回復して国税、三税というか交付税対象税が増額になれば、それが再配分されるというように推測できるわけですけども、また状況等をよく見て対応していただければと思います。

次に歳出の総務費です。積立金、いわゆる財政管理費の中で公共施設の整備基金への積立金が入札差金等を積み立てますというように説明を受けたわけですけども、入札差金が非常に大きいと思うわけですけども、入札差金のほかに何があるのか、その積立金の内訳についてお伺いをいたします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

公共施設整備基金運用規程におきまして、入札差金を毎年積み立てるほか、公共施設の老朽化に伴い

ます計画的な改修等に対応するため、予算執行の状況を判断した上で、できる限り積み立てるよう努めることとしております。

補正額の内訳につきましては、入札差金が4,903万円のほか競艇事業収入の増額分5億4,000万円と法人市民税、普通交付税の増額分から今回の補正におけます必要財源を差し引いた剰余金3億6,489万7,000円を公共施設整備基金へ積み立てるものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 今法人市民税等の増収って言うんですか、そういう部分でということですけども了解いたします。

次には歳出の土木費ですけども、土地区画整理事業費の補助金、浜名湖西岸土地区画整理組合の補助金が今回減額となっております。減額となるのはどういう事業が対象になって減額になるのか、またその減額補助金に対しての財源は全部市費なのか、あるいはほかに補助金等が含まれてるのか、財源内訳についての説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

土地区画整理事業補助金は、区画整理組合の事業進捗に応じて支出するものになります。市は、組合が実施する造成計画に基づき不足額が生じないよう当初予算に計上しておりましたが、組合では街区の割つけの見直しを検討するため、一部造成工事を延期しました。そのため組合側は、造成工事に伴う補助金申請の一部を取りやめたために、市が支出する補助金が減額となって今回補正させていただくものになります。

なお、財源の内訳としましては一般財源でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） そうしますと、今回は事業の内容が変更になったわけではなくして、事業の進捗状況が少し遅れてるからその分だけ予算計上してあったものを差し引いて、翌年度以降に交付するとい

うことで時期をずらしたと解釈してよろしいですか、その点もちょっと確認させてください。

それと、財源内訳については全て一般財源ということですけども、組合施工の区画整理事業については、国とか県とかある程度財源措置があると思えますけども、今回の減額する分については全て単独分って言うか市費の対象の経費だったのか、そこら辺についての説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 今回の減額の理由なんですけども、区画の割つけの見直しを、換地の区画を若干変えたいということで、見直すために造成を取りやめたというものでして、現場の進捗が遅れたという、そういった遅れてるからといったそういった理由ではないというふうに聞いております。

財源については、先ほども言ったように一般財源でオール市費、市が組合に払う補助金はオール単費でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） そうしますと、事業内容の組替えだということになると、先ほど私が一番最初尋ねたときにどういう具合に事業の変更があったんですかっていうことで、額の変更はともかくとして、いわゆる区画の割つけの見直しをしたと、そちらのほうの事業費が増えて、じゃあ減らした事業はその点どんな具合になるんですか、そこら辺ちょっと一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

区画の見直しを今行っていますので、そこに係る造成工事を延期をしていると、事業計画の変更が当然伴ってきますので、そちらのほうの準備も進めているところです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 大方了解をいたします。また詳しいところはお伺いするかも分かりません。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

続いて、9番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸です。私も議案番号21ですね、一般会計補正予算の第10号について、3点ほど通告をしてございますので伺っていきたいと思います。

まず1点目ですけれども、歳出の2款1項7目の財産管理費で2点ほど通告をしております。まず1点目なんですけれども、旧新居町にございました旧法務局の跡地の活用について、どのように活用されるのかをまず伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。企画部長。

〔企画部長 小林勝美登壇〕

○企画部長（小林勝美） お答えいたします。

解体後の土地利用につきましては、新居幼稚園の職員用駐車場として舗装整備をいたしまして、行政財産として施設所管課のほうへ所管替えを完了しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました。2ポツ目につきましては、先輩議員の質疑を聞いたもんですから取下げます。

○議長（馬場 衛） それでは、次へ行ってください。

○9番（楠 浩幸） 2つ目の質問に移りたいと思います。歳出の3款2項3目ですね、保育所費なんですけれども、先ほども同僚議員の質疑を聞いておおむね理解をしたんですけれども、とりわけ登園管理システムにつきまして、これは市内全ての保育所、こども園にシステムは導入をされるのか、まず見込みで結構ですので伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

今回この補助金、先ほど民間園6園に対して補助をすと言っておりましたが。民間園9園ございま

す。この補助の対象になってない3園につきましては既に整備済みということでございますので、今の予定では全園配置できるということで考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 公立はどうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） 実は、公立のほうは今のところ登園管理システム入れる予定はありません。というのは、民間園につきましては、出入口が1つしかないため、全ての園児、親御さんたちが1つの入り口を通して入ってくるという形になりますので、この管理システムが非常に導入しやすい状況になっているわけなんです。公立園につきましては入り口が複数あったり、各教室から子供たちが教室へ入っていくもので、管理システムを導入するにしてもそのシステム自体をどこに設置するのかというのが非常に問題となっております。ですので、公立園につきましても導入はしたいんですが、今の段階で導入はまだ決定しておりませんで、今後、効率のいい何かやり方を協議して考えていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 近年いろいろな事故があったりするわけなんですけれども、そのシステムを導入する、検討するまでの間の管理としてはどのような管理をされるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

原始的な話にはなっちゃうんですが、目視で管理をするという形になると思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 民間ではシステムを導入をして、確実に子供さんが登園しているよとか降園したよっていう管理ができるんですけど、アナログで公立の場合はアナログでやっていくってことなんですけども、早急に代替えの管理を、必ずしもデジタル

でやるのが望ましいとかっていうことは思いませんし、確実に子供の安全が担保ができる方法を、施策をしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。で、よろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（寺本賢介） お答えいたします。

そうなるよう努力させていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 質疑を、じゃあここは終わります。

最後の、3点目の質疑です。歳出の6款1項4目畜産業費なんですけれども、畜産業者の施設整備補助事業、これ県の補助金の10分の10なんですけれども金額が8,000万円と大きいもんですから内容を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

本事業は、事業実施主体であります有限会社中嶋畜産が国の令和4年度第2次補正にて予算化をされた畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業を活用し、分娩舎1棟176平方メートル、離乳舎1棟363平方メートル、肥育舎1棟391平方メートルを新設をし、規模拡大を図るものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 施設を拡充をされるということなんですけれども、事業規模はどれくらいに大きくなるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

令和3年度になりますけれども、年間出荷頭数が4,915頭でありました。これからまた5年かけて、令和9年度には5,937頭になるように増頭するよう、その予定で今計画を立てておるところです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） かなり大きく事業が拡大されるってことに期待をして、質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 楠議員、産業部長が訂正があ

りますので、席へ一度戻ってもらえますか。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） 経営の規模のところですけども、年間出荷頭数、令和3年度に4,915頭、それを令和9年に先ほど5,937頭というふうに申し上げましたが、5,637頭へ増頭する予定でございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（馬場 衛） 楠議員、よろしいでしょうか。

○9番（楠 浩幸） 了解しました。

以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて、10番 佐原佳美さんの発言を許します。

〔10 佐原佳美登壇〕

○議長（馬場 衛） 10番 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 同じく議案第21号 令和4年度一般会計補正予算（第10号）です。

歳出の3款2項3目保育所費で、私で4番目なもんですから取下げになるかなと思ったんですけど、ちょっと今までお聞きした中で私が積算すると5,100万円にならないので、ちょっと内訳をもう一度、登園システム及び送迎バス安全装置などを導入する民間園を支援するための補助金5,100万円は市内の民間園、何園中何園に幾ら補助するのかということをお願いいたします。9園中6園で、1つの園に100万円だということと600万円だと思って、あと車のほうが1台8万円で3台分っていうと24万円と600万円だと5,100万円にどうなるのかがちょっとよく分からないので教えていただきたいです。

失礼いたしました、末尾が1,000円単位でしたのでじゃあこれは取下げをいたします。失礼いたしました。

では、歳出の4款2項1目塵芥処理費のところ、入札差金と出来高精算による不用額が1億7,139万7,000円と高額な理由とその内訳をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えします。

初めに、内訳について御説明申し上げます。余熱利用設備改良工事と笠子処分場水質分析業務、こち



らの入札差金が合わせて299万円、環境センターの基幹的設備改良工事、こちらにおけます出来高精算による不用額が1億7,378万4,000円、合計で1億7,677万4,000円を減額し、ストックヤード建設工事における建設資材価格の高騰に伴い、工事請負費を537万7,000円を増額いたします。

よって、差引き1億7,139万7,000円、こちらが不用額となります。

こちらの理由といたしましては、不用額の大部分を占めます環境センター基幹的改良工事、こちらにおきまして昨今の電子部品調達が遅れたということによりまして、令和4年度中に予定していた電気計装品などの納品が令和5年度にずれ込むため、出来高不足分、こちらを減額するものであります。

なお、遅延しております電気計装品等の納品につきましては既に納品のめどがついているということから、令和6年2月1日からの再稼働に遅れはございません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） よく分かりました。ありがとうございました。

次の歳出の8款4項5目の土地区画整理事業推進費は前の同僚議員の質問で分かりましたので取下げをいたします。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第21号について採決いたします。本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第19 議案第22号 令和4年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第22号について採決いたします。本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第20 議案第23号 令和4年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第23号について採決いたします。本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第21 議案第24号 令和4年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第24号について採決いたします。本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第22 議案第26号 令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、総務経済委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第23 議案第27号 令和5年度湖西市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第24 議案第28号 令和5年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、総務経済委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第25 議案第29号 令和5年度湖西市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、建設環境委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第26 議案第30号 令和5年度湖西市水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、建設環境委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第27 議案第31号 令和5年度湖西市病院事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、16番 中村博行君の発言を許します。

〔16番 中村博行登壇〕

○議長（馬場 衛） 16番 中村博行君。

○16番（中村博行） 私は、議案第31号について質疑を行います。

私これなぜやる気になったかということ、議員全員協議会でもっていつも聞いているのは、計画に対して達しない達しないという話を聞いているものですから、こういう予算と決算の表をつくって皆さんに分かりやすくなるようにと思ってつくってまいりました。

それでこの予算の内容、決算の内容はそれぞれ決算書、予算書を基にしてつくっております。

それで、予算書のほうについては令和5年度のどこからどういうふうに引いてきたかと、数字を持ってきたかということが表してあります。決算のほうについては、一番最近のものは令和3年度ですので、令和3年度の決算を基に、一応こっから持ってきましたということを上欄のところに一応表示して表してあります。

それでこれを見ると、予算のほうですが予算のほうは収益から費用を引くというものは予算書の中にあって、その利益がどのくらい出るかということが載ってません。なので私はこれを収益から費用を引いてみました。こういう金額が、令和5年度で言えば3億9,546万6,000円という数字が足りないです。足りなくなります。

それで、決算のほうをずっと見てみると予算のほうでは赤字になっているんだけど、決算のほうでは皆黒字というふうな形で決算はできていると、だったら何も最初からこれをマイナス予算を組まずに市が出したり国が出してるものでプラスに持っていけばもっと最初の予算との比較が減るんじゃないかなというふうに思いましてこんな質問をします。

この予算は、市から繰入金8億7,685万8,000円、これは上の欄の繰入金の合計です。3条、4条を含んだ金額です。その横の112万9,000円は令和5年度の国の補助金です。これは予算書の中から持ってきてます。それで類推して見ると、決算のほうではプラスになってるもんで、本当にこれだけの金額が必要かと類推が立つもんですから、こういう質問をしました。

質問です。この予算は8億7,685万8,000円、国から県補助金を112万9,000円の支援を受けても、病院事業収益から費用を引くと3億9,546万6,000円足りなくなります。これがっていうと、国とか県とか市からの援助が足りないことですかねってということが質問です。お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。病院事務長。

〔病院事務長 太田康志登壇〕

○病院事務長（太田康志） お答えいたします。

令和5年度予算における収益的収入及び支出の収支は、議員御指摘のとおり赤字予算となっております。市からの繰入金や国県の補助金が増額となれば、理論上といえますか計算上収支はゼロに近づくわけですが、病院としましては繰入金等の不足が赤字予算となった大きな要因とは思っておりません。

予算編成に当たり、ここ数年続く新型コロナウイルスの影響ですとか直近1年間の実績等を踏まえ、より現実的な患者数を見込んだ結果、入院収益・外来収益が減ったため赤字予算となったものと認識しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） もらう分が不足ではないという話ですので、それではその足らずまいはどのようなふうにして捻出するのか、どんなふうにするつもりか。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（太田康志） お答えします。

足らずまいは昨年度、ここ数年プラスが続いてましてキャッシュのほうも増えてきておりますので、そちらのほうを使ってといいますかそこから捻出す

るという予定でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 内容的にはそれを使う予定だということですね。

それで総合医療を中心とした地域密着型医療機関の実現ということで、いろいろ総合医の招聘とか救急医療の充実とか、健診センターの機能の充実こういうものが一応掲げてありますが、この辺の計画ってというのはそれじゃあ具体的に何か示されておりますか。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（太田康志） お答えいたします。

これから目指す当院のコミュニティホスピタル化ですとか、そういった取組については、詳細につきましては来年度6月頃に策定を予定しておりますが、経営強化プランの中でお示しできるかと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうすると、私はそういうふうに計画があっても今までは令和3年まではいろいろコロナであるとか何とかってということで、なんかその推進が具体的に見えない部分があって、それでそういうものを最初は計画したんだけど、実行できない部分があったというふうな内容があったですか。そういうことから類推すると、今度もそういったことはないですかね、それじゃあ。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（太田康志） お答えいたします。

そういうことのないように、いろいろ策定メンバーと審議を重ねてそうならないような計画をつくっていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） ならないような計画を立てていって、これだけの不足分が出るということを計画してると、じゃあこの計画に対しての実績か進捗を、今までもなかったように、四半期ごとの部分ではあったんだけど、そういうものができるようなシステ

ムになってますか。進捗が見えるようなシステムが、どこの事業がどういうふうな形で、これが計画したものが計画どおりできてるかどうかっていうことが分かるようなシステムになってますか。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（太田康志） お答えいたします。

システムといいますか、内部的にはそういった数字というものは当然集計しておりますのでお示しはできるかと思っております。ただ、今まで議員全員協議会で四半期報告という形でしか報告できておりませんでしたので、議員さんの方たちにはちょっとお示しできていなかったという状況でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 病院に関しては、新しくいろいろ来てもらって計画を出すよという話があって、あるんだけど私は今の段階では出せませんとかいう話でずっとここまで、コロナだ何だかんだっていう言い訳できてるもんですから、本当にそういう形のものでこういう計画で実行しますという内容のもが出てこない、こういう大きなものでは出てても実際の中身っていうのがこっちの追及が悪いのか、中の管理体制がはっきりしてないのかちょっと分かりませんが、どうしてもそれが明らかになってきたかできないかっていうことははっきり説明がないので、我々は不信に思ってます。できるだけそういう情報を開示して、それで我々と意思疎通ができるようなシステムに持って行ってもらいたいと思います。私も内容的にずっと病院だけは見てきましたが、私の感覚で言って申し訳ないんだけど、予算は予算だけ決算は決算だけっていう数字でもって出せるようなシステムがあって、実際に予算がどこまで実行してどうなってるかっていうのが分からないのが実情だと私は感じてます。そういうことのないようにひとつ、私は黒字予算で黒字っていうほうが一生懸命みんなやってる内容が集中してよくなったねっていうことが感じられるようなものになっていくというふうに思います。これだと赤字予算で黒字、何これは。予算が本当にこのとおりに実行されてるの、予算を実行できる予算にしてもらいたいっていうのが

私のこの質問の趣旨です。

ということ述べて、何か反論があればお願いしますが、なければ終わります。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（太田康志） お答えいたします。

確かに、議員おっしゃるとおりこれまでの予算と決算の乖離というのはかなりの金額があったのは事実でございます。

そういったところの反省を踏まえまして、次年度予算につきましてはなるべく現実に近い近似値を算出して予算の編成に当たっておりますので、そこは御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 一生懸命やってくれてることは私も認めたいと思います。それは表してる決算のほうを見ても、平成28年度は現金のところで見ても9,700万円だったものが今は6億7,788万327円というふうには上がってきてるのはよくなってることを認めますが、なおさら行くにはやっぱりみんなそろってその予算に対して達成感を得ていかないと、これから先はなかなかこれ以上のことをやるには、みんなの気持ちを合わせて一つの方向に向くように、皆さんのほうもひとつよろしく願います。

以上を述べて終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、16番 中村博行君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時25分 散会